

庁名 岐阜家庭裁判所本庁・管内支部

郵便切手及び予納金一覧(令和7年10月1日～)

カテゴリ	申立ての種類	郵便料								予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する 場合の金額。 郵便切手で納付する際は不要	備考
		郵便切手の場合									
		500円	350円	110円	100円	50円	20円	10円	合計額		
成年後見 制度に関する審判	後見開始	4	2	16		2	5	10	4760円	5000円	
	保佐開始	4	2	16		2	5	10	4760円	5000円	
	補助開始	4	2	16		2	5	10	4760円	5000円	
	代理権付与(保佐人、補助人) (開始後に申し立てる場合)	2	1	10			5	10	2650円	3000円	開始申立てと同時に申し立てる場合は不要です。 同意権付与と同時に申し立てる場合は不要です。
	同意権付与(保佐人、補助人) (開始後に申し立てる場合)	2	1	10			5	10	2650円	3000円	開始申立てと同時に申し立てる場合は不要です。 代理権付与と同時に申し立てる場合は不要です。
	任意後見監督人選任	2	2	16			5	10	3660円	4000円	
	成年後見人(保佐人、補助人)選 任	2		8			5	10	2080円	2500円	辞任許可の申立てと同時に申し立てる場合 成年後見人(保佐人、補助人)が欠けた場合等
		2	1	10			5	10	2650円	3000円	
	成年後見人(保佐人、補助人) 解任	2	1	10			5	10	2650円	3000円	
	成年後見監督人(保佐監督人、 補助監督人)選任	2	1	7					2120円	2500円	
	成年後見人(保佐人、補助人)辞 任許可	2	1	6		1	1		2080円	2500円	
	成年被後見人(被保佐人、被補 助人)の居住用不動産処分許可			1					110円	郵便切手のみ	
	特別代理人選任(被後見人のた めの)			6					660円	郵便切手のみ	
	臨時保佐人選任			6					660円	郵便切手のみ	
	臨時補助人選任			6					660円	郵便切手のみ	
	成年後見人(保佐人、補助人)の 報酬付与			1					110円	郵便切手のみ	
	成年被後見人に宛てた郵便物 等の回送嘱託	2		4					1440円	郵便切手のみ	
	成年被後見人に宛てた郵便物 等の回送嘱託取消し・変更	2		4					1440円	郵便切手のみ	
成年被後見人の死亡後の死体 の火葬又は埋葬に関する契約の 締結その他相続財産の保存に 必要な行為についての許可			1					110円	郵便切手のみ		

カテゴリ	申立ての種類	郵便料								予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する 場合の金額。郵便切手で納付する際は不要	備考	
		郵便切手の場合										
		500円	350円	110円	100円	50円	20円	10円	合計額			
行方不明者に関する審判	不在者財産管理人選任			15				15	1800円	郵便切手のみ		
	不在者の財産管理人の権限外行為許可			1					110円	郵便切手のみ	審判書謄本を裁判所で受領することを希望する場合は不要	
	失踪宣告	2		20	1			4	3340円	3500円		
	失踪宣告の取消し	2		15				2	2670円	3000円		
親子に関する審判	未成年後見人選任	2	2	16				5	10	3660円	4000円	
	子の氏の変更許可			1						110円	郵便切手のみ	子1人につき110円
	養子縁組許可			17					1	1880円	郵便切手のみ	
	死後離縁許可	2		6						1660円	郵便切手のみ	養父母両名による申立ての場合は、500円2枚、110円2枚を追加
	特別養子適格の確認	8		20					20	6400円	6500円	
	特別養子縁組の成立	4		18					20	4180円	4500円	
	特別代理人選任(親権者とその子との利益相反の場合)			6						660円	郵便切手のみ	
	親権者変更(親権者行方不明(死亡)等の場合)	2		8		2	5		5	2130円	2500円	
親権喪失、親権停止、管理権喪失	6		12				6		5	4490円	4500円	

カテゴリ	申立ての種類	郵便料								予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する 場合の金額。 郵便切手で納付する際は不要	備考
		郵便切手の場合									
		500円	350円	110円	100円	50円	20円	10円	合計額		
相続に関する審判	相続の放棄の申述			3					330円	郵便切手のみ	
	相続の限定承認の申述			3					330円	郵便切手のみ	申述人が1名増すごとに110円3枚を追加
	相続の承認又は放棄の期間の伸長			3					330円	郵便切手のみ	
	限定承認又は相続の放棄の取り消しの申述	2		6					1660円	郵便切手のみ	
	限定承認の場合における鑑定人の選任			5					550円	郵便切手のみ	
	相続財産清算人の選任			10				15	1250円	郵便切手のみ	
	相続財産管理人の選任			5				10	650円	郵便切手のみ	
	権限外行為許可			1					110円	郵便切手のみ	審判書謄本を裁判所で受領することを希望する場合は不要
	報酬付与			1					110円	郵便切手のみ	審判書謄本を裁判所で受領することを希望する場合は不要
	相続人搜索の公告			4				2	460円	郵便切手のみ	
	特別縁故者に対する相続財産分与	4		10				10	3200円	3500円	
	遺言書の検認								備考欄のとおり	郵便切手のみ	110円×(申立人+相続人の数) 申立人兼相続人は申立人としてカウントする。
	遺言の確認	2		6					1660円	郵便切手のみ	
	遺言執行者の選任			3					330円	郵便切手のみ	
	遺言執行者に対する報酬付与			1					110円	郵便切手のみ	審判書謄本を裁判所で受領することを希望する場合は不要
	遺言執行者の解任								備考欄のとおり	郵便切手のみ	500円2枚、110円×(相続人の数+10)、20円5枚、10円5枚
	遺言執行者の辞任許可	2		6					1660円	郵便切手のみ	
	遺留分放棄の許可			5					550円	郵便切手のみ	
	遺留分の算定に係る合意の許可	2		12	2				備考欄のとおり	郵便切手のみ	500円×(推定相続人の数×2)、110円×(推定相続人の数×2+10)、10円×(推定相続人の数×2)
推定相続人の排除	4		12				2	5	3410円	3500円	
相続財産の分離			10					10	1200円	郵便切手のみ	
保護者選任に関する審判	保護者選任			3					330円	郵便切手のみ	
戸籍上の氏名や性	氏の変更許可	2		6					1660円	郵便切手のみ	夫婦連名での申立ての場合は、500円2枚、110円2枚を追加
	氏の振り仮名の変更許可	2		6					1660円	郵便切手のみ	
	名の変更許可	2		6					1660円	郵便切手のみ	
	名の振り仮名の変更許可	2		6					1660円	郵便切手のみ	

カテゴリ	申立ての種類	郵便料								予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する 場合の金額。 郵便切手で納付する際は不要	備考
		郵便切手の場合									
		500円	350円	110円	100円	50円	20円	10円	合計額		
別の変更 などに関する 審判	戸籍訂正許可	2		6					1660円	郵便切手のみ	夫婦連名での申立ての場合は、500円2枚、110円2枚を追加
	戸籍事件についての市町村長の 処分に対する不服	4		6					2660円	3000円	
	性別の取扱いの変更	2		9				7	2060円	2500円	
	就籍許可	2		10				4	2140円	2500円	
年金分割 の割合を 定める審 判	年金分割の割合を定める審判	4		10	5	5	5	5	4000円	4000円	
調停事件	調停事件(遺産分割以外)			10	5	5	5	5	2000円	5000円	277条事件は、500円4枚を追加
	調停事件(遺産分割)								備考欄のとおり	10000円	500円×(当事者の数×2)、100円×(5×当事者の数)、110円20枚、50円10枚、20円10枚、10円20枚 相手方が5名を超える場合、1名増すごとに110円2枚、50円2枚、20円2枚、10円2枚を追加 予納金の場合は、相手方が5名を超える場合、1名増すごとに500円を追加
人事訴訟	人事訴訟	10		10	5	10	10	20	7500円	8000円	被告が1名増すごとに500円2枚、100円3枚、10円3枚を追加
その他手 続	児童福祉法28条、33条の承認	6		12			6	5	4490円	5000円	
	間接強制	5		7	3	3	10	10	4020円	4000円	
	執行官に子の引渡しを実施させる 決定	5		7	3	3	10	10	4020円	4000円	
	控訴	9		14		4	8	10	6500円	6000円	当事者が1名増すごとに2600円分を追加 (内 訳) 500円4枚、110円4枚、20円5枚、10円6枚 予納金の場合は、当事者が1名増すごとに2000円を追加

カテゴリ	申立ての種類	郵便料								予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する 場合の金額。 郵便切手で納付する際は不要	備考
		郵便切手の場合									
		500円	350円	110円	100円	50円	20円	10円	合計額		
	即時抗告	6		10		2	5	13	4430円	4000円	当事者が1名増すごとに2600円分を追加 (内 訳) 500円4枚、110円4枚、20円5枚、10円6枚 予納金の場合は、当事者が1名増すごとに2000円を追加

※現金納付する場合は、上記一覧表の訴状、各申立書等を提出後、裁判所から「保管金提出書」を郵送します。必要事項を記入の上、現金を添えて、岐阜地裁事務局会計課まで持参、現金書留、又は振込みによる方法で納めてください。また、電子納付利用者登録をされている方は電子納付の利用も可能です。

※郵便料を予納金とした場合でも、上記の各手続の中で、郵便切手の予納を依頼することがあります。